

## 東美濃観光誌等制作委託業務仕様書

### 1 委託業務名

東美濃観光誌等制作委託業務

### 2 委託業務期間

契約締結の日から平成30年10月5日（金）まで

### 3 事業目的

本事業では、連続テレビ小説「半分、青い。」（以下「ドラマ」という。）の舞台である東美濃地域が有する四季折々の美しい自然、伝統文化、食、モノなど、全国に誇れる観光資源を、季刊情報誌などの形にし、タイムリーに情報発信することにより、東美濃地域への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とする。

### 4 業務内容

ドラマのロケが行われたことを最大限に活かすなど、東美濃の魅力を掘り起し、効果的な情報発信を行うため、以下の業務を実施すること。なお業務の実施にあたっては、「半分、青い。」活用推進部会（以下「部会」という。）と協議のうえ進めること。（部会構成県市町：岐阜県・中津川市・恵那市・瑞浪市・土岐市・多治見市・御嵩町・可児市・美濃加茂市）

#### （1）東美濃観光季刊誌の制作業務

- 1) 旅行検討者に直接、東美濃観光情報を発信するため、旅行雑誌等とタイアップして、東美濃観光特集を制作すること。発行回数は2回とする。  
タイアップする旅行雑誌等は、中京圏を中心に7万部以上の発行部数があるものとする。なお、東美濃特集の誌面は4色カラー、ドラマ視聴者層を意識し、効果的に県外から東美濃地域への誘客につなげられる雑誌を選定すること。
- 2) タイアップの内容は、東美濃の観光情報を発信する他、より東美濃の魅力を引き出すとともに、別途部会が実施する事業を掲載するなど連携しながら進めること。なお、発行は1回目が6月末、2回目を9月末までに行うこと。
- 3) 誌面は1回目が6頁以上、2回目が4頁以上とすること。掲載内容については、東美濃地域の各季節折々の魅力を効果的に発信すること。選定した雑誌購読者層にあわせた東美濃地域の観光情報を発信できるよう受託者が素案作成の上、部会と協議し決定すること。なお、校正は原則3回以上行うこととし、完成具合により校正回数を増やすことがあること。
- 4) 東美濃地域において各観光資源の持つ魅力の再認識や新しい魅力の発見、埋もれ

ている観光資源等の掘り起こしのため、取材・撮影等を行うこと。

5) 3) の1回目発行で制作した誌面のデザイン・内容をもとに、以下の仕様により、東美濃特集誌（名称別途協議）として抜き刷り制作すること。

- ・ 8頁以上
- ・ 印刷部数は、10万部以上とし、部会の指示する20箇所程度へ配送・納品すること。
- ・ サイズ等は、A4判仕上がり×8頁以上 針金中綴じ とすること。
- ・ 用紙の材質は、マットコート紙 四六判 90kg以上 とすること。
- ・ 印刷面・色数は、4色カラーの両面印刷 とすること。
- ・ 納品日は平成30年6月下旬までとすること。

## 5 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の(1)～(2)の書類を提出すること。

(1) 以下①～②の内容を含む実績報告書

- ① 業務の実施期間及び内容
- ② その他、業務の実施状況

(2) 委託業務完了届

## 6 支払条件等

(1) 本業務に係る経費は、業務開始以降に支払うものとする。

(2) 業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、部会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 8 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記仕様書のとおりとする。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置

部会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、部会は契約の取消しができる。この場合、部会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、部会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

## 10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 11 その他

### (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

### (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、部会の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、部会と十分協議したうえで行うこととする。

## 別記

### 著作権等特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
  - 二 原画
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
  - 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。